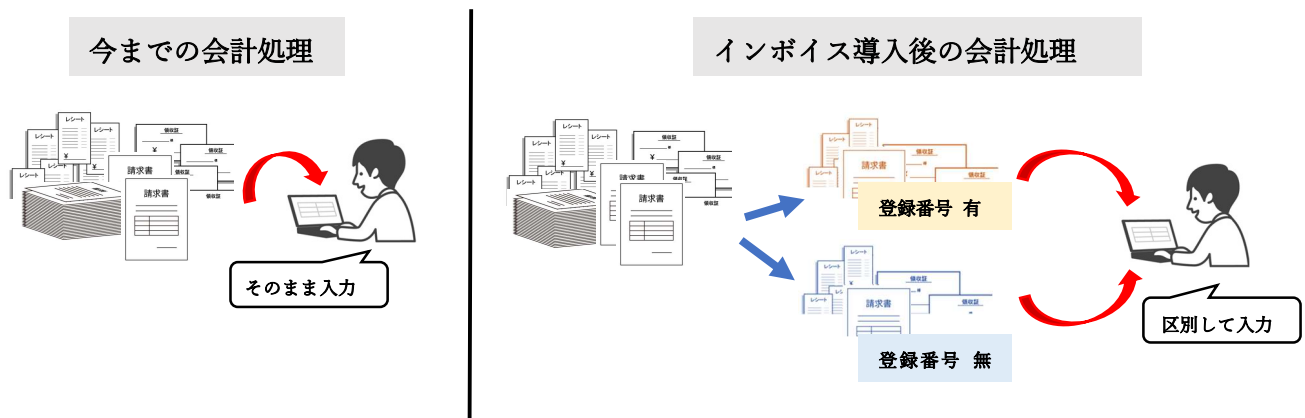


お客様各位

兵庫県西宮市馬場町1-4 北本ビル6階  
永岡玲子税理士事務所

## 価格改定のお知らせとお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、2023年(令和5年)10月から、消費税インボイス制度が全国一斉に開始されることとなっております。



上記の通り、仕入や経費等の書類・データについてインボイス登録番号の有無を区別するという事務処理が必要となりますので、当事務所としましては、インボイス制度スタート後は顧問先様の関与形態に応じて次の通りの対応を取らせて頂きたいと存じます。

- ① 会計ソフトへの入力はお客様側で行うという料金プランの場合
  - 必ず、お客様側でインボイス番号の有無を分類して会計ソフトへの入力・登録をお願いします。
- ② 会計ソフトへの入力当事務所側で行うという料金プランの場合
  - お客様側でインボイス番号の有無を分類した上で領収書・請求書等を当事務所へお渡し下さい。(会計ソフトへの入力のもととなる情報が「電子データ」の場合は追って対応検討します。)
  - インボイス番号の有無の分類作業を当事務所に依頼される場合には、その処理量に応じて月額15,000円(税抜)~の別途料金を頂戴致します。

価格改定の対象となるお客様におかれましてはご迷惑をおかけいたしますが、当事務所としましては今後一層の企業努力によりサービス向上に努めて参りますので、今回のお願いにつきましては何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。